

ドライブレコーダー(DR) 設置促進事業



目的

安全運転と犯罪抑止効果が期待されるドライブレコーダー(DR)を新たに購入し設置された方に対して、補助金を交付することで、安心・安全なまちづくりに向けて、DRの普及を促進し、町民の安全運転意識の向上と交通事故の減少、犯罪の抑止を目的とします。

平成30年4月2日(月)
受付開始

補助金額

購入費(取付費含む)の1/2
上限1万円/台まで

交付の条件

- ★補助金申請後にDRを購入すること
- ★常時録画機能を有し200万画素以上で4時間以上録画でき、パソコンで再生できるDR(録画時間はメモリーカード等の保存時間含む)
- ★DR設置後3年以上使用すること

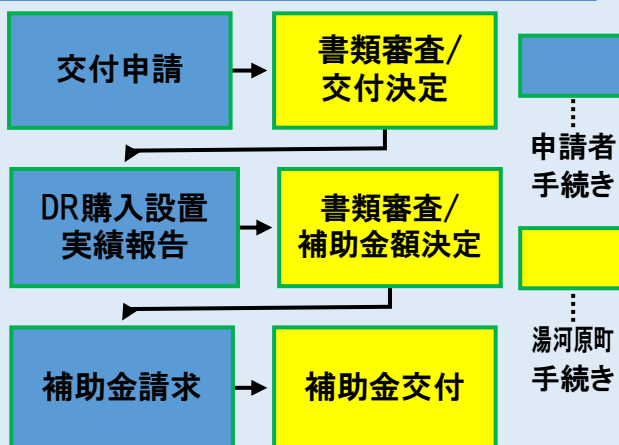
対象となる人

- ★町内に住所を有する個人・法人で
 - ・車検証に記載された(される予定の方)
 - ・町税等に滞納がない方
 - ・暴力団、暴力団員でない方
 - ・警察の捜査に必要がある場合、警察に記録データの提供ができる方 など
- ※二輪自動車、事業用車両、販売目的の車両へのDRの購入・設置は、補助金の対象外となります。

必要なもの

- ★申請時
 - ・車検証の写し
 - ・車の売買契約書/リース契約書の写し(該当者のみ)
 - ・各種承諾書/誓約書/同意書
 - ・安全運転管理者証等(該当者のみ)
 - ・その他必要書類
- ★実績報告時
 - ・DR購入の領収書の写し(本体/取付費明記)
 - ・DR等の機能が確認できる書類
 - ・DR設置後の状況写真
 - ・車検証の写し(該当者のみ)
 - ・その他必要書類

手続きフローチャート



【お問い合わせ先】
湯河原町まちづくり課交通安全係
TEL 0465-63-2111(内線 533)